

出資法人等職員雇用支援プログラム

豊 中 市

平成 22 年(2010 年)10 月 1 日
(平成 29 年(2017 年)5 月 10 日改正)

1 目的

本市では、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対し、行政のみがこれに対応していくことには質的にも量的にも限界があるため、市が直接事業を実施するよりも、より効率的・効果的に公共サービスの提供を行うことができ、かつ、行政では対応しきれない課題解決に取り組むため、出資法人等（以下「団体」とします。）を設立してきました。

こうした団体は、本市と連携して「公共領域」を担う外部の補完・代替組織として、専門的ノウハウや柔軟性を活かし、公共サービスを提供する役割を担ってきました。

一方で、従来団体が担ってきた業務を民間事業者等が実施するようになるなど公共サービスの担い手が多様化するなか、指定管理者制度の創設や公益法人制度改革関連法の施行などにより、団体を取り巻く環境は大きく変化しており、団体そのものの存在意義に立ち返って今後のあり方を問い直す必要が生じています。

本市においては、指定管理者制度導入施設において、平成23年(2011年)4月からの新たな指定期間を迎えるにあたり、現在、次期指定管理者について、原則公募により選定手続きを進めています。

このため、団体においては、民間事業者等との競争に勝ち抜くためにも、これまで以上に主体的かつ効果的・効率的に経営を行っていくことが強く求められています。

また、本市の団体の多くは、経営にあたって指定管理業務に大きく依存している現状にあり、指定管理業務を行うことができない場合には、団体の経営は非常に大きな影響を受けることとなります。そして、その結果として団体の規模縮小・廃止等に至る場合には、当該団体が雇用する職員（以下「団体職員」とします。）の処遇が課題となります。

団体職員の処遇については、原則として第一義的には当該団体が自主的に判断するものですが、市の方針（指定管理者制度の導入）による影響や団体の設立経過や出資者としての道義的責任を踏まえ、本市は団体職員の雇用支援について、団体と連携して対応することとします。

本プログラムについては、以上のことを踏まえ、本市としての団体職員の雇用支援に係る基本的な対応の枠組みを示すものです。

2 対象

(1) 対象団体

支援の対象となる団体は、次のとおりとします。

- ・資本金、基本財産その他これらに準ずるものに係る本市の出資比率又は出えん比率(以下「出資比率等」という。)が4分の1以上であり、かつ、出資者又は出えん者のうち、本市の出資比率等が最も大きい団体
- ・市の区域をもって設置する旨の法的根拠があり、かつ恒常的に人的・財政的に支援を行っている団体

(2) 対象者

支援の対象者は、雇用形態にかかわらず対象団体が雇用するすべての職員とします。ただし、雇用形態により雇用責任の範囲が異なることから、すべての団体職員に一律・同様に支援プログラムを適用するのではなく、雇用形態に応じてプログラムを適用することとします。

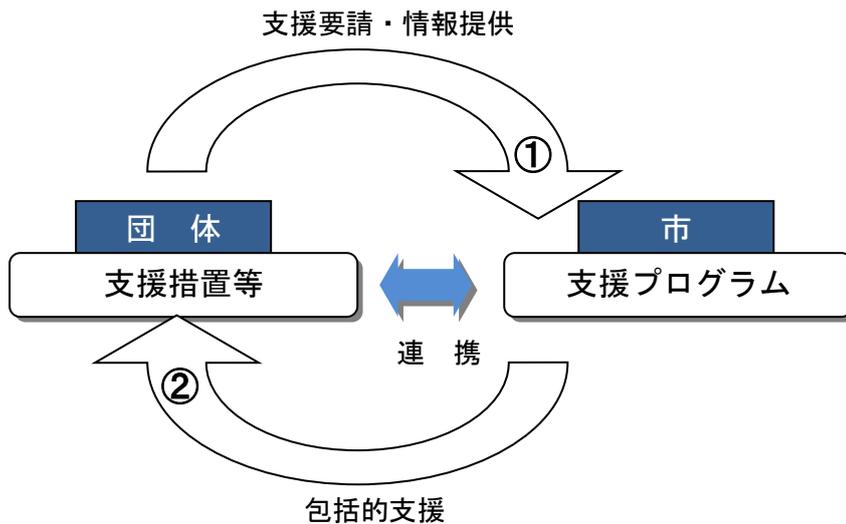
3 支援の原則

支援については、下記の考え方を原則として、団体および団体職員本人の意思を尊重しながら実施していくものとします。ただし、道義的責任の範囲の考え方として、市民への説明責任の観点から、団体職員の雇用引き継ぎを目的とした特別な採用枠を市において確保することはしないものとします。

- 支援プログラムは団体からの要請に基づき実施する。
- 支援は相談を除き、原則として団体を通じて間接的に実施する。
- 相談を除き個々・特定の職員に対する個別的な支援ではなく、包括的に支援を行う。

4 支援の前提

市が支援を行うにあたっては、団体自らが団体職員の雇用支援に係る計画の作成その他必要な措置等(以下「支援措置等」とします。)を講じることが前提となり、市の支援は団体が講じる支援措置等と連携して対応を図るものです。



5 支援の体制等

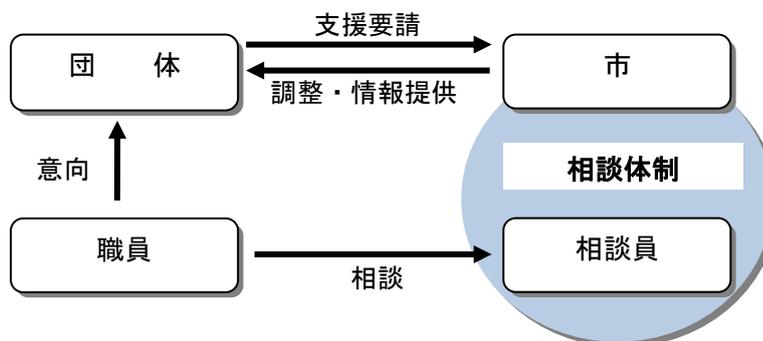
(1) 出資法人等職員雇用問題調整委員会

団体の見直し及び指定管理者制度の導入の過程において生じる団体職員の雇用問題について、支援策の検討、支援に係る庁内調整等を行うため、「豊中市出資法人等職員雇用問題調整委員会」（以下「調整委員会」とします。）を設置します。

(2) 相談体制の整備

雇用に係る相談を希望する団体職員がある場合には、団体からの要請に基づき、必要に応じて、社会保険労務士など労務に関し識見を有する者を含む相談体制を整備し、市として個々の団体職員の相談に対応していくものとします。

なお、相談により知り得た個々の団体職員の情報等については守秘するものとします。



(3) 団体との連絡調整

当該団体の所管課は、調整委員会と連携して団体との連絡調整を行います。

6 支援メニュー

市は、団体からの要請（対象となる団体職員のことを踏まえたもの）に基づき、団体と連携・協力して、次の支援メニューのうちから、状況に応じて必要なメニューを選択し、支援を実施していくものとします。

以下、団体が主体となる取り組みについては、団体の自主性に委ねるものであり、団体への提案という位置づけで整理しています。

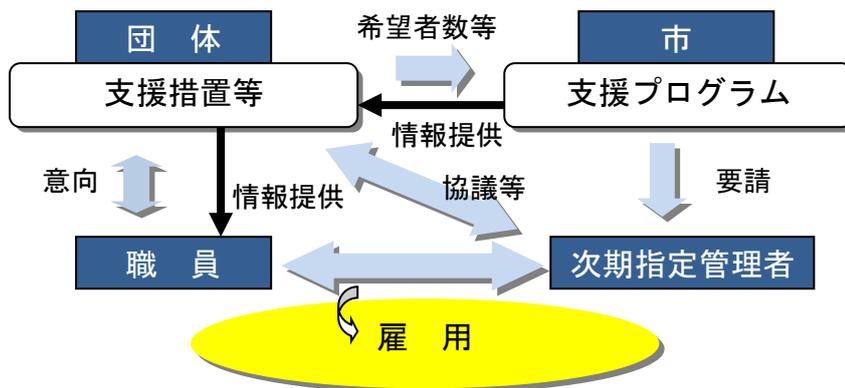
【支援メニューにおける財政支援の考え方】

団体の雇用支援については、原則として、各団体において保有財産を処分することにより生ずる財源を含め独自財源により対応することとします。

なお、これらの独自財源をもってしても財源が不足する場合は、当該不足部分について市から一定の財政支援を行うこととします。ただし、株式会社は除くものとします。

① 指定管理者への雇用引き継ぎ（指定管理者選外の場合）

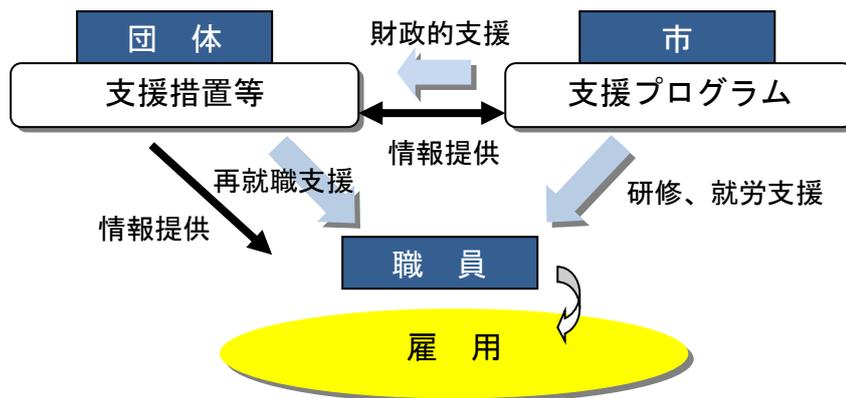
- 団体が団体職員の希望に応じて、次期管理者に対し団体職員の雇用引き継ぎを要請する場合は、市は次期指定管理者との協定締結に向けた協議の中で協力要請する。
- 団体が指定管理者候補者選外となった時点において、当該団体の所管課は当該団体に対し、団体において中期的な経営及び雇用支援に係る計画を策定するよう要請する。
- 団体における現行人員体制が上記計画における人員体制を超える場合は、団体は職員に対する意向調査（職員の同意が前提）を実施し、次期指定管理者となる法人等への移籍についての意向を確認する。
- 指定管理者導入施設所管課は、団体による意向調査の結果、次期指定管理者となる法人等への移籍の意向をもつ職員があることを確認したときは、次期指定管理者にその旨の情報提供を行い、協力の要請を行う。（次期指定管理者に対する個々の団体職員の引き継ぎ要請は団体が行う。）



② 再就職支援（廃止・縮小の場合）

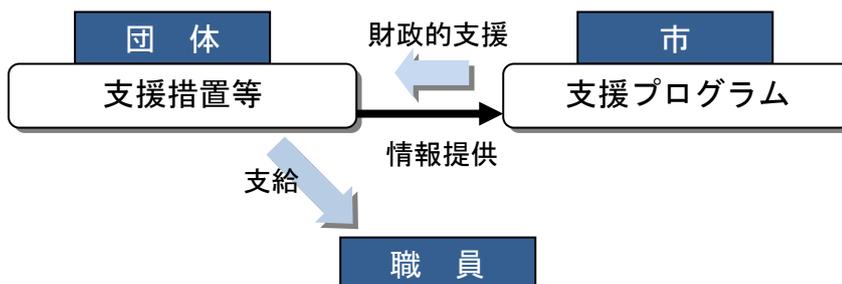
- 市における職員採用の情報収集を行い、情報提供を行う。
- 転職を希望する団体職員に対し、団体自ら研修等の再就職に係る支援を実施する場合、市は必要に応じ団体が負担する経費のうち団体の独自財源では不足する部分について財政支援を行う。また、市においても可能な範囲で再就職に資する研修を実施する。
- 地域就労支援センターを活用し、①相談・カウンセリング ②職業能力開発等の提供・他機関への誘導、訓練実習等の提供 ③職業紹介 ④定着支援 というトータルな就労支援を行う。

- 調整委員会は、定期的に、臨時職員・パートタイム職員等の採用情報を各部局から収集し、団体所管課を通じて団体に情報提供する。
- 調整委員会は、社会人採用枠など市職員の採用に関して、団体所管課を通じて積極的に情報提供する。
- 団体が独自に再就職支援を行う場合は、所管課は団体と十分な事前調整を行うものとする。
- 調整委員会は、団体からの要請に基づき、職員研修の枠組みを活用できる場合は団体職員を対象とした再就職支援に資する研修を実施する。
- 調整委員会は、市民協働部くらし支援課と連携し、団体からの要請に基づき、地域就労支援センターを活用し、就労支援を実施する。



③ 退職金支給にかかる支援（廃止・縮小の場合）

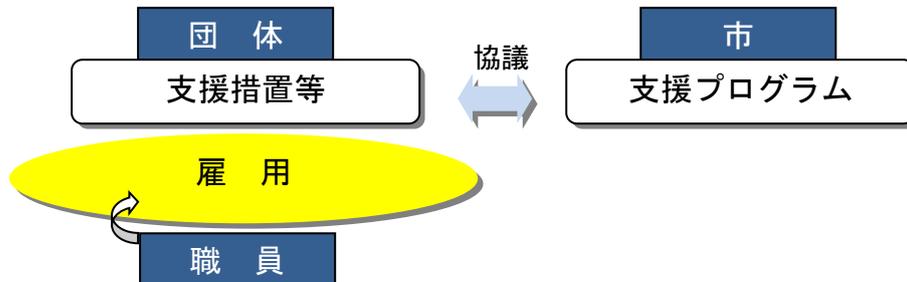
- 団体が退職金支給にかかる規程に定める退職金について、団体において財源が不足する場合、一定の財政支援を行う。
 - 調整委員会は、所管課を通じて団体に対し退職までに十分な期間を確保するよう要請する。
- 団体の所管課は、当該団体からの報告に基づき、団体における財源不足額を把握し、調整委員会に報告する。



④ 新規事業展開に係る協議（存続の場合）

- 団体が新規事業について企画し、市に対して当該事業についての提案があった場合、市の施策推進上の必要性が認められ、説明責任を果たすことができる内容に限り、当該事業に係る団体との連携について、市として積極的に協議、調整する。

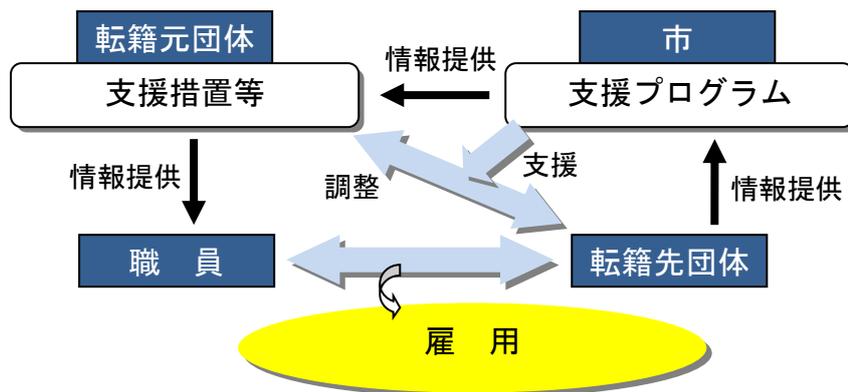
- 所管課は、団体から提案のある新規事業について、協議・調整し、必要な助言等を行う。



⑤ 団体間の転籍（廃止・縮小の場合）

- 団体運営にかかる専門的なノウハウの活用を図る観点から、団体における職員の採用にかかる情報を収集し、他の団体に対し情報提供を行うとともに、受け入れを希望する団体がある場合には、転籍元および転籍先団体相互における転籍調整の支援を行う。

- すべての団体所管課は、所管団体の職員採用計画等を把握し、調整委員会にその情報を報告する。
 - 調整委員会は、集約した情報を団体の所管課を通じて各団体に情報を提供する。
 - 団体は、当該団体に転籍を希望する団体職員がいる場合は、所管課を通じて調整委員会に報告する。
 - 調整委員会は、転籍元団体の所管課および転籍先団体の所管課と連携し、転籍元団体と転籍先団体間における調整を支援する。
- ※受験資格・処遇・採用試験の方法等については団体の判断により決定するものである。



【団体の雇用状況】

平成 22 年 4 月 1 日現在

| 団体名 | 正職員 | 嘱託 | 臨時 | パート | 派遣 | 市 OB |
|--------------------|-----|----|----|-----|----|------|
| (財) 豊中市住宅協会 | 4 | 2 | 1 | 2 | 5 | 6 |
| (財) とよなか男女共同参画推進財団 | 15 | — | — | 2 | 2 | — |
| (財) とよなか国際交流協会 | 2 | 3 | 1 | — | 2 | — |
| (財) 豊中市学校給食会 | 1 | 1 | — | — | — | 1 |
| (公財) 豊中市スポーツ振興事業団 | 18 | 24 | 1 | 49 | 3 | 2 |
| (財) 豊中市水道サービス公社 | 8 | 1 | | | 3 | 7 |
| (財) 豊中市医療保健センター | 56 | 18 | 2 | 23 | 9 | 4 |
| 豊中都市管理(株) | 5 | — | — | — | — | 2 |
| (社) 豊中市シルバー人材センター | 8 | 1 | 2 | 5 | — | 2 |
| (社福) 豊中市社会福祉協議会 | 77 | 88 | 4 | 263 | — | 6 |

平成 22 年 10 月 1 日 策定

平成 29 年 5 月 10 日 改正